

「借景」の成立—風致と施業

小野芳朗¹

¹正会員 京都工芸繊維大学建築造形学部門（〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎）

E-mail:ono@kit.ac.jp

借景の山容を「風致」として保存するのは風景としての保存以前に、荒廃した山林の保安・保護の施策が先行した。都市近郊の社寺林や藩林は明治時代の未知以降、乱伐が原因で荒廃し禿地になる箇所が多かった。これらのうち、名所として歴史性を持つ山々は森林法風致保安林、国有林保護林などに指定され回復・保全の方策が採られ、森林施業法が図られた。昭和初期には史蹟名勝天然記念物保存法による保存、さらには面的に都市計画法風致地区に編入されていく。その実例と実態を岡山後楽園の借景・操山を対象に検証し、借景の成立が山林の保全と、都市からの遠望の両面から成立していったことを論ずる。

Key words: *Borrowing landscape, Scenic zone, Forest management, Okayama, Kohraku-en garden*

1. はじめに

風景の見方としての「借景」について中村良夫は以下のように記している。「山と庭のこの美しい結びつきは、物理的な必然性を持たない。遠い山と近くの庭や木が、視点との関係において偶然に結びついたにすぎない。（中略）借景はこのような構図現象のなかで、もっとも輝かしい手法である。」¹⁾庭園技法としての借景が古くからあったとしても、「借景」という言葉が多用されるようになったのは大正期以降、おそらく昭和初期と推定する。なぜならそれまでの庭園の風景表現をみると、前景、近景、遠景、勝景などの表現はあっても、山を庭の中に借りる風景表現は稀少であるからだ。

さて風景あるいは景観はそれを語る者によって創られる。その場の歴史の積層の結果としての表象である²⁾。それは発見され、記憶され、伝承される。風景ないし景観は、人の感性によって捉えられる側面と、物的実態としての構成要素から成立するものである。感性も物性も共に時間により変化する。その相互作用を解くことで人間と景観との関係性を明らかにすることを主題としてきた。

本論で扱う「借景」は「風致」の概念の中で扱われる。この風致の概念については史蹟名勝天然記念物保存の中で指摘されてきた。「自然の風景」の概念生成については黒田が述べている³⁾。大正8年の史蹟名勝天然記念物法制定に先立つ大正4年12月から、「保存要目」に関する検討が行われ、名勝の一番目が「風景ヲ眺メ得ル地點」となり、その最後の項目に「名勝ハ成ル可ク天然ノ風景ヲ保存シ濫リニ人為的变化ヲ加ヘテ所在ノ風景ノ俗化セザルヤウ注意ヲ要ス」との但し書きがあった。それが大正9年に制定された同要目中で

はこの但し書きは削除され、「地點」は11番目となる。つまり「風景」を保存するのではなく、それを眺める「視点場」を保存するのが保存法の要諦となる。また原ら⁴⁾は都市計画法における風致地区制度に言及して、それは昭和初期の「郷土保護思想」とも相俟って史蹟名勝天然記念物や歴史的価値を保存する目的であり、相互それらと補完的の制度であったという。

本論では、岡山後楽園における大正末から昭和初期にかけての「借景」の問題を対象としながら、その発見者である田村剛とその後の借景論への波及を論じると共に、以上の都市計画法風致地区、史蹟名勝天然記念物保存に加え、保存の対象である山地の森林管理をめぐる森林法と施業計画の問題に焦点をあて、風景の決定要因としての森林保護について考究する。

2. 「借景」の成立—後楽園と操山

上原敬二⁵⁾は、「我國の庭造法が特に借景を以て世界造園史上に特筆されて居る」と表すように、借景、特に森林を伴う山岳景の、とくに弧峰に注目している。上原は大名庭園では栗林公園の紫雲山をあげているが、先にも示したように「史蹟名勝天然記念物保存要目の内名勝の部第十一項には「著名ナル風景ヲ眺メ得ル特殊ノ地點」の保護を指定して居る」と書くように⁶⁾「借景」の視点場を求める根拠は史蹟名勝天然記念物保存の考え方であったと考えることができる。

「借景」の表現を歴史的に検証するために岡山後楽園における風景の言及を検討した。岡山後楽園の現代は周囲の森に囲まれた緑の芝生が園の全面に広がり、そこを曲水の小川と白い道が縦横に走る。その印象を「明るく大らかで、いわばモダニズムを感じさせる点

が、いかにも山陽吉備路の庭らしい。」と書かれるが⁷⁾、この史実と相違する記述を含め、それがどのように生成したのかを以下に検証する。

(1) 岡山後楽園の「借景」



図-1 岡山後楽園の「借景」操山

御後園の設計は貞享4年(1687)作事の時の藩主池田綱政によってなされたと考えるが、東の山々や園内の風景がどのような実態であったのかについては、残されたひとつの絵と、設計者池田綱政の直筆の歌集『竊吟集』ら読み取ることができる。

「月出之図」⁸⁾にはにかい瓶井山(操山)、けしご芥子山など御後園東に連なる連山から出る月の位置を計測した図である。この図や歌集を見る限り、藩主の視線は山よりも、月にあるとみるのがいいのかもしれないが、本論の主題に沿って山の記述を中心に探した。図にみる操山連山の植生は松(アカマツ)であると考えられる。それは『御後園諸事留帳』安政6年9月27日の記述に「一松茸こけ樺山之分拾八本上り、」⁹⁾とあり、それが樺山すなわち操山の松茸のアカマツ林であったことがわかる。その山容を望むに御後園の垣は低い真竹である。創立当初は図に見える園内の築山、唯心山はなく(次代継政(享保2年から宝暦2年に藩主)が築く)、また一面の芝生に地には田畑が広がっていたことが残された絵図面からわかっている¹⁰⁾。またそれら田畑を潤すための灌漑用水が御後園の北方6キロの旭川段原樋から導水され、園内を流れていたことも図面からわかる。現代に園内の曲水と指摘されたり、緑の芝生の中を横切る白い道、とはこうした灌漑用水や畦道が田畑が御後園財政窮乏により田畑経営を縮小し芝生に替わっていくとともに残されていく形象であろう。

綱政の延宝7年(1679)から歿年の正徳4年(1704)の間の歌集¹¹⁾より、操山を遠望したものをさがすと、

貞享四丁卯八月十四日停月亭にて
向の松山を出る月をなかくめて
雲のはにそれと見るより松やまの木の間さやかにいつる月影

とあるように、当時の視線は昼間の山容を借景としてみる、という意識よりもやはり松の山にのぼる月を見るという視線である。

明治になり岡山県の所有となった後楽園はなお旧藩士の象徴的存在であった。池田藩旧家臣で家史の編集を行った木畑道夫の『後楽園誌』¹²⁾中には、遠景に対応する表現として「東ハ最モ開豁以テ園外ノ峯ヲ望ムヘシ是目今形勝ノ概ナリ」とあり、東の山々、操山連山の眺望の佳き事は指摘されているが、「借景」の表現はなされていない。

近年の後楽園の借景に関する記述をみると、大名庭園様式の典型として、「小堀遠州」の影響であったという言質が散見される。後楽園事務局長を昭和26年から昭和45年に務めた宗定克則の著書¹³⁾には、小堀遠州が慶長5年から元和元年まで備中松山城(高梁市)の城番をし、その時頼久寺の造園が残されていることをもって、その作風が後楽園(御後園)の作庭に影響したという。御後園の成立については既報で書いたが¹⁴⁾、藩主綱政の初めての使用は、御田植式であった元禄2年(1689)とされる。この元禄2年は、小堀遠州歿後42年経過しており、また当初の作庭が田畑を真竹の垣で囲い、中央の池を造作したもので、周囲に桜などを植えたことがわかっており、遠州が影響したということを文献的に確認することはできない。

宗定によれば「借景がこの後楽園でのかなめ」となっている。それは藩主の御座所「延養亭」からの眺望が唯一であらねばならないとしている。

窓をひらけば、池をこして、その東に茶畑がひかえ、その上に竹藪が覆っているがその優雅な土堤の上に、遠く備前富士といわれる、標高二三五メートルの芥子山が遥曳し、近くそれに接して、東山である松みどりなる操山、それが右側に、繁茂した林相の上に大きく地歩を占め、中腹に塔が見られる。

この塔は安住院多宝塔で「瓶井の塔」と呼ばれ、後楽園からの操山借景中の点景といわれるが、建設されたのは創建時の綱政の元禄ではなく、次代継政の寛延6年(1753)であった。宗定の書く「松みどりなる操山」は修飾的な表現であり、松の植生は変化している。

同じく後楽園事務局長を務めた山本利幸の著では、後楽園の特徴として「対比的景観の構成」として広大な芝生、うっそうとした森林、曲水の流れ、芝生の中の白い道の交錯などをもって「明暗、硬軟、静動、寒暖などの陰陽配合的な構成」という。東に望む操山を「借景」とし、「奥深く雄大に見せている事、中腹の多宝塔が園の茂みに見え隠れして一幅の絵画」を見ていうようだという¹⁵⁾。

操山を借景として設計された、という指摘は造園学においてなされる庭園の見方の典型であり、進士は後楽園内の鶴鳴館を視点場に操山、多宝塔、芥子山への視線を分析している。そこには借景が江戸初期に「時代的閉塞感を打ち破るべく外界との結合が目指される」ものとして設定されたとしているが、その根拠については書かれていない¹⁶⁾。

以上のように、近年においては後楽園からの操山は「借景」という庭園技法の概念で捉えられてきたことがわかり、それは後楽園の風景の要であり、欠くべからざる要素として、ひとつの定着した視線となっていることがわかる。ただ操山を「借景」とする表現を誰が始めたのかは明らかでない。操山という「山」に視線があった。それはおそらく次に示す田村剛の発言が大きい。田村は「借景」とは言っていないので、それは田村以降、昭和になってからの表現と考えることができる。

(2) 田村剛の風景観

田村剛については既報で示したように¹⁷⁾、彼の風景観が大きく日本の景観行政に影響を及ぼした。瀬戸内海国立公園の指定は、地元の周到な準備があったとしても、その御墨付を与えた田村の視点は山頂からのパノラマ景「大観」であった。田村剛の感性が、実態としての風景を選んだ。なお本論との関係で補完するならば、「大観」における実態は、瀬戸内海の多島海を見下ろす山頂の存在であり、そこから見まわせたのは当時山林荒廃により、島々も陸側も禿地が多かったからである。

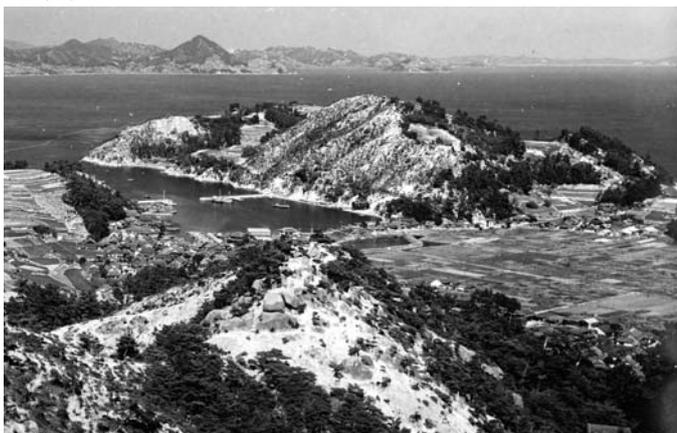


図-2 昭和初期の瀬戸内海国立公園白石島山頂から

その同じ田村は庭園にあつて示す風景観とは「小堀遠州」であった。先に示した近現代の造園学者の後楽園像は田村の風景観のコピーであるといつてよい。上原の指摘するように、史蹟名勝天然記念物調査に関連して田村剛は後楽園に現われる。大正8年4月10日史

蹟名勝天然記念物保存法が公布された。公園の所管はそれまで内務省衛生局であったが、同年4月の都市計画法の公布により改めて所管が問題となった。大正10年(1921)に内務省衛生局、大臣官房地理課、都市計画局による調査が実施されたことは前記したが¹⁸⁾、前年8月に内務省衛生局嘱託となった田村剛は同年12月に「公園設計に関する予備調査に就て」¹⁹⁾という論文を上梓している。調査表の項目に「史蹟名勝天然記念物トノ関係」の項が加わっており、田村が後楽園に来たのはそれにも関係していたと考えられる。

田村が後楽園に関して岡山県会議事堂で大正10年1月23日午後7時より講演した後楽園像は下記のようなものである。「一見して江戸初期の伝統即ち遠州の流派であると言ふ事が解る」²⁰⁾と。それは、「入口の暗い森から明るい森に出る池を一周するに当り景色は次第に変化して終る」「茶の趣味を含んで居る。園内の建物が凡て之を証明して居る」「一面を明るい芝生にして点々と所々に暗い松林や華やかな紅葉の林を造る明暗の対比。又水があれば島があり之は硬軟の対比。静かな森から賑やかな小川に出る静動の形式。寒い様な森から明るい暖かい芝生に出るなどは寒暖、明暗の形式。」と述べ、「殊に流店の如きは全く遠州自身が設計したのではないかと思はれる程其の極致を現してゐる」²¹⁾。田村のいう遠州流とは、田村が見た後楽園の対比の構図と、各所の御茶屋、そしてそれらを「静かに見廻ると又何等かの感じ」を得る²²⁾というような廻遊式庭園である。しかも「後楽園に就いても其の手法は恰も遠州の作と言うても不可なき位である」²³⁾とした事は以降の後楽園像にひとつの方向性を与えた。

この田村の見立ては後楽園をして名勝指定に至るが、その『岡山縣史蹟名勝天然記念物調査報告』における同委員黒崎勝男によると、それは「江戸初期ニ於ケル遠州派代表的ノ作トシテ、田村林學博士及ヒ原農學博士ノ感歎措ク能ハサル所デアツタ」とあり²⁴⁾、田村剛、原熙の賞賛と、なかでも小堀遠州の影響であるとの田村の指摘を踏まえた記述が並ぶ。操山の景観に関しては、延養亭に関する説明で、

本亭ハ園中最モ勝景ノ地點ニ在ル。東側ノ椽ニ立テバ、前方ハ近ク園ノ中心タルニ唯心山並澤池ヲ望ミ、園ノ前景タル操山ノ翠緑、瓶井山ノ塔、芥子山ノ黛青等悉ク双眸ニ入り

と書かれ、「借景」の文字はないが、操山、芥子山を最も佳い景観としている。

その後、大正15年5月に皇太子の行啓記念として発刊された岡山県の『後楽園誌』²⁵⁾は田村の言質を踏襲した表現がなされている。即ち「後楽園は江戸初期の

傳統を繼承した遠州の流派である」から始まり「入口の暗い森から明るい池に出る」後樂園の大正期の現状を表現している。

一面明い芝生であるかと思へば、點々暗い松林などを造ることで、之れは明暗の對比である。又静寂の森から賑やかな小川に出るなども静動の形式である。寒さうな森から明い芝生に出るなども寒暖の形式である。

このように田村の県会での発言を踏襲したものであり、田村の風景観が公式記録を決定し名勝指定の根拠を生み、その後の後樂園像に一部は史実に歪曲を与えながら後世に伝えることになった。また一方でこの『後樂園誌』の中で山々は、「東は最も開けて唯心山に相對し澤池を控江て園中諸勝の奇なるもの皆此の亭前に集り、操、罌粟山其の他の諸山前面に展開し、緑濃やかに嵐氣人を襲はんとする」と木畑道夫の表現も引用しつつ、操山、芥子山の風景を描いている。

3. 実態としての風景

(1) 操山の荒廃

それでは大正10年に田村が見た後樂園の「借景」操山とは当時どのような林相であったろうか。「借景」と表現している誰もが、宗定の「松みどりなる操山」以外、その林相については触れていない。また操山は藩主の直轄地で御禁制の山であり、社寺の集う小山として近世には群集の参拝した場所であった。東山の山桜、瓶井山（操山）の千手千眼大菩薩、東岳山（操山連山の東端、幣立山）の東照宮であり、山々はこうした社寺の附属地であった²⁶⁾。それではいつからこの操山が後樂園の遠景として保存の対象となったのだろうか。

都市近郊部の山々は、明治期には様々な理由による乱伐で荒廃していた。その回復、保全が山林行政の急務であり、「風致」は保全目的のひとつとして森林法にあげられていた。都市計画法における風致維持は都市側からの風景保存の視線であり、一方で山林荒廃は明治以来深刻な問題として国土を覆っていた。

明治34年の「岡山事業区施業按説明書」²⁷⁾には以下のような記述がある。

今山鉄ニ乗シ身ヲ車窓ニテ熟々両側ノ山相ヲ視ルニ眼光映シ来ルモノハ秃裸赫タル荒山ナリ

維新ノ乱伐ハ独り岡山藩ニ於テ其ノ伴侶ヲ脱スルノ理ナク乱伐ニ乱伐ヲ重子僅ニ國有林ノ一部ヲ除キテハ又タ直幹肥大ノ老木ヲ眼ニスル能ハザルニ至レリ

當事業区ノ主腦トモ称スベキ操山、半田山竜ノ口、ノ三山ハ何レモ市ニ接近シ互ニ相挨ツテ岡山ノ風致ヲナセリ目今日本三公園ノトシテ世人ノ賞揚セル岡山後樂園ノ如キ三山共々其景中ニ刻ミ込マレ山中ノ一枝一木ト雖トモ忽ニスベカラザルモノアリ之レ等ニ對シ更ニ何等ニモ考慮スルナク伐採造林ヲ事トセンカ岡山ノ風色後樂園ノ雅景ハ泡沫ト化シ去ルベシ之レ吾人ノ假施業案ヲモトセサル所以

其目的主トシテ市街ノ風致ヲ添ヘ多少ノ用材ヲ得ルニアルヲ以テ當事業区施業ノ主目的ニ非ザレバ

岡山市ニ面シ風致ノ關係大ナル部分ハ風致ニ對シテ適當ナルモノヲ多数ニ保殘スベシ

山鉄とは岡山市内より東に進入し、市内を北から南に通過して、再び西進する山陽鉄道をいう。東より鉄道に乗って車窓から南を望むと、山並みが続き、芥子山があり、その連山の端が操山となる。これらの林相が禿地となり荒廃していた。この原因が明治以降の乱伐にあったことが指摘されている。またこの事業の主題が東方の操山、北方8kmの段原用水の入口（後樂園用水水源）の竜の口山、市域北方の半田山（明治41年陸軍第17師団駐屯、戦後第六高等学校から新制岡山大学敷地が山麓にできる）の「風致」にあることが明記され、なかでも当時「日本三公園ノ一」と称されていた岡山後樂園からの「其景中ニ刻ミ込マレ」ていること、後樂園は「岡山の風色、雅景」であることが目的として明記されている。森林法の規定に沿って、操山は名所後樂園の風致とされていた。

樹種はほとんど松（アカマツ）であることが以下よりわかる。

殆ンド全山松類ニ変化シ設樹種ニ比較セバ唯ニ九牛ノ一モニモ過ギザルベシ去レバ當事業区ニ於ケル樹種ハ松ノ一樹種ナリト云フモ過言ニアラザレバナリ

(2) 施業案における林相管理

時代には「御林」として伐採を禁じ、ただ地上に落ちた枝葉を地元の領民に拾わせたが、明治以後の乱伐は「三年間一日トシテ斧鉞ノ音ヲ耳ニセザルコトナカリシト云フ」有様であった。また乱伐に加えて多くはないが盗伐の事実も指摘されている。

その植林計画については、樹種は「大畧旧来ノ儘トナシ」、しかし荒廃の甚だしい所および海風に直接接する所はクロマツとすることとしている。また現存しているスギ、カシワ、モミなどは伐期に至るまで放置し伐採後はアカマツとすること、竹林はそのままとすることが決められている。これら「保殘林」は、「其目的主トシテ市街ノ風致ヲ添ヘ多少ノ用材ヲ得ルニアルヲ

以テ當事業区施業ノ主目的ニ非ザレバ」とあり、さらに「岡山市ニ面シ風致ノ関係大ナル部分ハ風致ニ對シテ適當ナルモノヲ多数ニ保殘スベシ」とある。こうして明治34年時の施業案により操山のアカマツ岡山市の風致、とりわけ後樂園からの風致を目的として禁伐、造林、さらに藩政時代に許されていた落葉下草の採取も厳禁することが提案されている。しかし一方でこの案を書いた管林技師宇都宮寛の意見は「将来の森林改良」としてマツの造林を選択すべきだが、落葉下草の市民の採取を禁止することは難しく、マツ保殘林の維持が経済的に困難となることから、漸次クヌギ林に変更し、風致の美を裝飾するクヌギとマツの林とすることが得策だとしている。

その10年後の明治43年、「第1次検討」²⁸⁾として施行案の見直しが図られる。まず先の懸念どおり操山国有林に於いては落葉盜採が頻繁でその取締りに苦勞し、立木の盜伐も151件あった。明治43年度に操山に植えられた苗はアカマツ、スギが主体で第1回床替でアカマツ121,600本(明治44年3月実行)、第2回床替でアカマツ20,520本、スギ34,610本、クロマツ1,800本、クスノキ2,700本(同月実行)である。

国主池田侯開拓地移民奨励策トシテ(落葉柴草操山地被物)ノ無償採取權利ヲ与ヘ尙地元部落ニモ森林保護ノ為メ同様ノ權利ヲ附与シ明治五六年ニ至ル間無償採取ヲ持續シ以降四十一年度ニ至ル依然本恩惠の採取ヲ承継シ僅少ノ價格ヲ以テ払下ケ許容シツヽアリタルニ因リ本林ノ荒廢ハ其極ニ達シ今ヤ是レカ改善ヲ計ラサルニ於テハ本林ノ生命ヲ失ヒ公安上ノ危害ハ今ヤ機ヲ得テ生セントスルノ状態ニアリ豈寒心セサルベケンヤ

本事業区ノ施業案ハ去ル三十四年ニ於テ編成セラレ林地ノ整理ト森林改良ハ其主目的ニシテ所謂柝伐利用ノ如キハ第二ノ問題トセリ其一節ニ曰ク落葉柴草ノ採取ヲ嚴禁セス此處ノ採取ヲ繼續スル如クニハ如何ニ完全ナル施業案如何ニ工妙ナル実行者モ亦正ニ何ヲカ爲サン寧ロ町村委託林トシ其保護營林総テ町村ヲシテ其任ニ當ラシムルノ得策ナルニ如カスト此ノ言小ナリト雖モ誰カ正鵠ヲ得サルモノト謂フモノアラン本施行然ルニ案ハ實施以來八星霜ヲ経ルト雖モ未タ嘗テ是ヲ禁止ヲ爲サトルハ森林行政上ノ熟慮ヲ要スヘキ問題ノ存スルモノアリトハ謂ヘーハ優柔不斷ノ為スナキニ非ラサルナキ哉ヲ疑ヒ萬難ヲ拜シ之レカ改善ヲ盡取セル結果遂ニ四十二年度ヨリ之レカ採取ヲ禁止シ得ルニ至レルハ實ニ痛快極ヲナシ數百年來ノ因襲モ茲ニ於テ之レヲ打破シ吾カ林業經營ノ曙光モ始メテ認メラルルニ至ル

落葉採取の禁止は当初施業案でうたわれたものの提案のみで実現はしなかった。そのことを「優柔不斷ノ

為スナキニ非ラサルナキ哉ヲ疑ヒ」、それを万難を排して禁止に至った結果、「遂ニ四十二年度ヨリ之レカ採取ヲ禁止シ得ルニ至レルハ實ニ痛快極ヲナシ數百年來ノ因襲モ茲ニ於テ之レヲ打破シ吾カ林業經營ノ曙光モ始メテ認メラルルニ至ル」とある。

大正9年度の「第2次検討」²⁹⁾では操山半田山龍ノ口山の風致保存のため準施業制限地で原則禁伐林とするが、択伐作業をとること、また操山の東山麓に大正4年に作られた奥市公園は招魂社建設による新たな造営で一部国有林を分割売却したが、国有林部分は操山と同様禁伐林として風致を守ることがあげられている。操山風致林49町の指定事項は以下である。後樂園の背景となる大字国富字操山については、禁伐。その他の大字門田字操山は、一部択伐とした。

ところが大正11年の「施業按」³⁰⁾ではこの択伐が行き過ぎて林相変質していることが懸念されている。

七十%ニモ達セリト見ラルヽ程ノ極端ナル疎開ヲ行ヘル為メ林相ヲ悪化セシメタルモノアリ コレガ為メカ前案ニ於テハ指定ヲ変更シテ禁伐林トナセリ

さらに昭和7年の「第3次検討」³¹⁾にはこの禁伐・択伐に関して抜本的見直しがはかられる。

禁伐林トシテ単ニ天然ノ儘放置スルコトガ風致上効果アルモノニアラズ却テ林相ヲ悪化スルコトナル 然レトモ前々施行期ニ行ヘルガ如ク単ニ更新ソレ自体ノミヲ考ヘテ無謀ノ択伐ヲナスハ尙更景観ヲ損スルコト甚シキモノアリ

操山はこの時期アカマツの稚樹が殖えつつある時ではない。極端に疎開された区域では、「下層ニアカマツノ稚樹幼樹発生シ漸次林相ノ回復ニ向ハントシツヽアリ」とある。逆に弱度の疎開の部分は林木が生長しつつあること、その中間にある相では下層にネザサ、コナラ、タカノツメなどの小灌木が殖え陽光を遮るため、これら不良木を伐採しアカマツ稚樹の成長を促すことを提案している。また現在全く手を入れていない林は現状では景観上問題ないが、そこでは稚樹は発生しておらず、将来老木となるに至れば漸次操山固有のアカマツは消えて常緑樹林に変化する可能性を指摘している。

以上の明治34年から昭和7年の岡山施業区における操山施業按の記録から、藩政時代の「御林」は、明治になっての乱伐により禿山となっていたことがわかり、それが市内から、とりわけ後樂園からの風致回復のために施業が企画された。その方法は落葉下草の禁採や、植林と禁伐・択伐の施業の試行錯誤と資料上読み取れ

る。田村剛が大正 10 年、後楽園より臨んだ操山はこれらの記録から推定して、未だ裸地と稚樹幼樹のまばらな山容を呈していたと考えられる。

たのかは、その地の荒廃が原因であるが、その回復への動機はそれぞれの都市林としての履歴に拠るところが大きいと考えられる。

表-1 都市林に関する考察 柳下鋼造より

4. 討論一「借景」, 「風致」とは何か

風致とは、風景や景観の保護以前に森林荒廃による保護の目的の一環として始まった山林行政に始まる。香川³²⁾は保安林制度にみる風致施業についてまとめている。その起源は明治 9 年の「官林調査仮条例」中「上地ノ風致ヲ裝飾スルモノ又名所旧跡アルモノハ保護培養スベシ」として社寺上知林(官林)を禁伐とした。

明治 30 年公布の森林法には国・民林の区別なく、第八條「森林ニシテ左ニ列記スル箇所ニ在ルモノハ保安林ニ編入スルコトヲ得」とあり、その九項に「社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ニ必要ナル箇所」とある³³⁾。この森林法における風致保安林規定が先述の明治 34 年岡山大林区施業案の実施に結びついていくのである。この項目以外は、土砂流出防備、飛砂防備、水害風害潮害防備、積雪墜石防止、水源涵養、魚附、公衆衛生があげられている。これら保安林は、第三條により荒廃のおそれあるときは営林の方法を主務大臣(農商務大臣)が指定できること、第四條により指定の方法に背き伐木した者へは停止と造林を命じられること、などが定められ法令の目的は森林の反故にあることがわかる。風致保安林は、森林の用途が「風致」なのであり、荒廃した森林を保護するという目的にかわりはない。この森林保護と風致の問題は、前記柳下鋼造のまとめた「都市林に関する若干考察」で整理される³⁴⁾。それは森林法(明治 30 年公布、同 40 年改正)における風致保安林と史蹟名勝天然記念物保存法(大正 8 年公布)の名勝地、都市計画法(大正 8 年公布)の風致地区、そして山林局長通達による国有林中の保護林規定(大正 4 年 6 月 9 日林第 1444 号)、さらに森林法第七條但書による森林法を適用しうる公園(昭和 6 年 9 月 22 日農林省令第 24 号)である。その仕分けを表-1 にまとめる。

表にみるように風致については複数の法令が関わっているが、規制の順次からみて森林法風致保安林の指定後、都市計画法風致地区の編入となる。また山林局長通達による国有林の保護林が、京都の嵐山・東山、熊本の本妙寺山、宇品町森林公園、八幡市帆柱山で、うち前 2 者は風致地区に編入されている。以上のように都市計画法による風致地区への編入はその以前の風致保安林や、保護林への編入がなされた場所が指定されていく。そして何故風致保安林や保護林に指定され

昭和9年現在	風致保安林	風致地区	名勝地	保護林	森林公園
千葉市稲毛海岸	○				
長野市大峰山	○				
敦賀町氣比松原			○		
大津市長等公園	○				
京都市嵐山	○	○		○	
京都市東山	○	○		○	
神戸市箕面公園	○				
八幡市帆柱山				○	
奈良市春日山			○		
岡山市操山	○				
宇品町森林公園				○	
高松市石清尾	○	○	○		
熊本市本妙寺山		○		○	
大阿蘇県立公園					○
佐渡島					○

たとえば熊本市本妙寺山は近世以来の加藤清正に縁のある史蹟が存在する名所地で、熊本市街からの遠景であった。それらが保護林となり、風致地区に編入された(本妙寺山の森林法風地保安林編入については筆者は確認していない)。京都の都市計画と都市周縁山地の論考については中嶋が詳しく述べている^{35) 36) 37)}。京都の東山は山麓にある社寺によって所有されていたが、明治 4 年の社寺上知令が乱伐のきっかけとなり、上知前の立木伐採や、社寺の経済逼迫による残る境内地の木材伐採が禿地を作る原因となった。禿地にはアカマツ林が拡大していくが、明治 30 年公布の森林法により東山国有林全体を保安林として禁伐策がとられた。この禁伐によりアカマツ林にシイが侵入してくることになる。一方、円山公園、嵐山中之島公園、亀山公園など京都府の名勝地の公園化策は都市周縁の山地を公園とされていったが、大正 8 年公布の都市計画法による「京都都市計画」(大正 10 年)では山と山に近い平地を「遊覧都市」として公園化の実現を図るものであった。昭和 5 年には、東山、北山、西山の山麓約 1500ha が風致地区として面的な保護がなされ、公園に準じるものとして位置づけられる。京都においては周縁山地は社寺林から国有林に移行し、荒廃するものの、そもそも有していた名勝地としての性格を近代にも引継ぎ、それらを風致の「公園」とすることで保全が図られたといえる。

田村剛は「日本にこの種のもの(森林公園)が少ないのは何故であらうか。東京にも名古屋にも大阪にもそれが無い。たゞ京都には東山と嵐山がある。」³⁸⁾ というように周縁の山を公園とする計画は全国的に稀であった。その田村は同じ文中で「地方の都市では著るしく利用せられてあるものを見ないが、中都市としては隨所にその適地を見出し得るのである。」といっている。そして実際に都市計画事業準備中の岡山市にあって大

正 10 年，大名庭園後楽園からの遠景・操山を森林公園とする計画を発表する³⁹⁾。その操山についての現況が柳下により報告されている³⁴⁾。

京都市の嵐山、東山、神戸市郊外の国有林、岡山市の操山等の如きは従来の消極的な保護のみによつて生じたる現生樹種の衰頽に對して遠く名勝地としての沿革的調査を爲し、最も細心なる方法を以て森林美の維持助長を目的とする風致的施業計畫を樹て、既に實行の緒に就いて居る。

これより岡山市の操山は一時期現生アカマツ林が消え、禿山と化し、それを名勝地の調査から風致的施業をすすめているとある。柳下が「都市附近の国有林景勝地調」の中で報告する「都市」岡山と「名勝地」操山は、昭和 9 年現在で総面積 350 町歩，うち国有林面積 260 町歩，現況はアカマツ林 70～80 年生，後楽園の背景，社寺垣内に接す，保管材多し，森林公園，その森林施業は風致的な劃伐作業，岡山市直面の部分は禁伐とある。操山は後楽園の背景であるとともに，その山麓にある近世以来の玉井宮東照宮，奥市招魂社，山頂の三勲神社などの社寺に境内地に接していた。

こうした風致もその目的のひとつとする森林施業について，風致に関する田村のような学者の発言の陰で実業に従事していた人物が存在する。岡山県山林課長久郷梅松は，田村と共に瀬戸内海国立公園誘致に尽力したことは既報で述べた¹⁷⁾⁴⁰⁾。彼は東京帝大林学実科卒後，岡山県に奉職し，のち山林課長（地方技師，奏任官）として後楽園事務所長，岡山県史蹟名勝天然記念物調査委員，岡山県国立公園協会常務理事を兼ねる。官林の管理の掌握を中心に，後楽園の管理（名勝），瀬戸内海国立公園誘致を画する。いずれもスポークスマンとしての東大林学の後輩の田村に帯同しての事業であった。その田村剛自身の出自は操山山麓の下級武士次田寿次郎の次男であり，操山や藩主の後園であった後楽園をよく知る人物であった。その田村は自らの感性に従って風景観を呈示した。一方の久郷は実務に徹した。彼の目的は風致もあるうが，主題は山林の管理・保護にあったと考えられる。操山国有林は在任中の昭和 12 年，山火事により主要部分に害を蒙り再び禿地となり，アカマツ林の復元がさらに図られていた。久郷はこの施業中，昭和 13 年現職のまま歿する。

本論では借景を入口に，風致，森林保護の実態に触れてきた。借景が庭園技法として特徴的であったとしても，近代におけるその実態は乱伐による森林荒廃とその施業が現場にあり，その保護の目的，名目としてかつての名勝やあるいは名所からの借景としてそれら

を「風致」という枠で捉えた。都市近郊の緑地を考える時に，風致地区はひとつの重要な風景保存の方法ではあるが，それとともに山林の実態である保安と保護，施業についても視線を向けることが肝要となる。

岡山では結局昭和 15 年 11 月 22 日付けで風致地区が指定される。しかしその地区に操山は編入されていない。都市計画法施行令第 13 条「風致維持ノ為指定スル地区内ニ於ケル工作物ノ新築改築増築」の禁止または制限を適用し，後楽園と岡山城本丸と，それらと操山との間にある地区を指定した⁴¹⁾。後楽園等からの操山の借景を確保すること，が目的となり，操山そのものは山火事の裸地回復を風致保安林の適用でなお施業するという方向で管理される。現在の操山は山頂の三勲神社跡（明治元年池田章政による創建）⁴²⁾ 北側のみアカマツ林が残り，後楽園側からみる西側斜面は「その他広葉樹」（ブナ，クヌギ，クリ以外）の植生となっている⁴³⁾。

参考文献

- 1) 中村良夫：風景を創る，NHK ライブラリー，2004 年
- 2) 小野芳朗：景観と歴史，景観・デザイン研究
- 3) 黒田乃生，小野良平：明治末から昭和初期における史跡名勝天然記念物保存にみる「風景」の位置づけの変遷，ランドスケープ研究，67(5)，597-600，2004
- 4) 原泰之，小野良平ら：戦前期における風致地区制度の位置付けに関する歴史的考察，ランドスケープ研究，69(5)，813-816，2006
- 5) 上原敬二：借景とヴィスタ，造園学雑誌，2(1)，121-127，1926
- 6) 小栗忠七：土地區劃整理施行地區及び區，都市公論，16(3)，1933
- 7) 進士五十八：日本の庭園，中公新書，2005
- 8) 仲秋之月出之図，岡山大学附属図書館池田家文庫蔵
- 9) 御後園諸事留帳，神原邦男翻刻，吉備人出版，1999，安政 6 年 9 月 27 日
- 10) 御後園地割御絵図，岡山大学附属池田家文庫蔵
- 11) 池田綱政：竊吟集，神原邦男翻刻，林原美術館紀要・年報二，2007 年
- 12) 木畑道夫：後楽園誌，森博文堂，明治 23 年
- 13) 宗定克則，杉鮫太郎：岡山後楽園，日本文教出版，昭和 44 年
- 14) 小野芳朗：岡山後楽園の成立，土木史研究論文集，27，25-32，2008
- 15) 山本利幸：後楽園，山陽新聞社，1991 年
- 16) 進士五十八：「借景」に関する研究，造園雑誌，50(2)，77-88，1986 年。なぜ視点場を藩主御座所延養亭ではなく，御後園奉行以下の役人の居住する鶴鳴館

から見たのかは不明.

17) 小野芳朗: 田村剛の景観の「発見」, 景観・デザイン研究講演集, no. 5, 227-232, 2009

18) 丸山宏: 国立公園設置運動に於ける社会・経済史的背景, 京都大学農学部演習林報告, 第55号, 1983

19) 丸山宏: 大正期における内務省の公園調査, 造園雑誌, 49(5), 1986 中で田村の公園調査法の項目がほぼ大正10年「公園設置ニ関スル件」の調査項目と同じことを述べている.

20) 山陽新報, 大正10年1月26日, 27日, 28日, 田村剛「庭園の見方と後楽園」

21) 山陽新報, 大正10年1月25日記事

22) 山陽新報, 大正10年1月26日記事

23) 山陽新報, 大正10年1月27日記事

24) 岡山県史蹟名勝天然記念物調査会: 岡山県史蹟名勝天然記念物調査報告 第2冊, 大正11年

25) 岡山県: 後楽園誌, 大正15年

26) 了頓: 金山詣, 吉備文庫第1輯, 山陽新報社, 1929年. 了頓は備前国少林寺の僧で, 年に金山寺に詣でるべく, 東山の山裾から京橋を渡り, 岡山城下へ入る. その時の見聞集に記録されている操山境界の状況.

27) 平 19 農水 20776: 岡山事業区施業按説明書, 明治34年国立公文書館蔵

28) 平 19 農水 20768: 岡山事業区施業沿革史, 明治43, 44年度, 国立公文書館蔵

29) 平 19 農水 20773: 岡山事業区第2次検討施業按説明書, 国立公文書館蔵

30) 平 19 農水 20819: 岡山事業区施業沿革史 大正11~昭和5年, 国立公文書館蔵

31) 平 19 農水 20780: 第3次検討岡山事業区施業按説明書, 国立公文書館蔵

32) 香川隆英、田中伸彦: 我が国の保安林制度にみる風致施策の展開, ランドスケープ研究, 58(5), 1995

33) 法律第四十六號 森林法

34) 柳下鋼造: 都市林に関する一考察, 都市問題, 第19巻第5号, 1934年

35) 中嶋節子: 明治初期から中期にかけての京都の森林管理と景観保全, 日本建築学会計画系論文集, 481, 213-222, 1996

36) 中嶋節子: 昭和初期における京都の景観保全思想と森林施業, 日本建築学会計画系論文集, 459, 185-193, 1994

37) 中嶋節子: 管理された東山-近代の景観意識と森林施業, 『東山/京都風景論』, 昭和堂, 2006

38) 田村剛: 公園問題に関する一考察, 都市問題, 第2巻第6号, 1926年

39) 山陽新報, 大正10年1月25日. 理想的な操山公

園「全国でも稀だ」と田村博士が賞めた

40) 小野芳朗: 瀬戸内海国立公園・下津井と牛窓の風景準備, ランドスケープ研究, 73(5), 381-384, 2010

42) 小野芳朗: 地方城下町・岡山における景観形成と空間構造に関する研究, 景観・デザイン研究論文集, No. 7, 2009

41) 内務省, 建設院, 建設省: 「都市計画及び都市計画事業の決定書類等・岡山県」内「岡山県・資料(告示番号なし)」, 1927年, 請求番号: 本館-3C-046-00・昭53建設91100010, 「番号27 岡山都市計画風致地区指定ノ件」の項 国立公文書館蔵

43) 岡山県農林水産部林政課: 森林簿, 2005年3月31日